

大規模小売店舗の廃止に関する届出

由利本荘市告示第45号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止に関する届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月11日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新西目店
秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下1111外

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,400 m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000 m²以下となる日

令和8年2月1日

(6) 変更する理由

店舗閉鎖のため

2 届出年月日

令和8年3月5日